

諮問番号：平成30年度（税）諮問第2号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年8月10日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による市民税・県民税普通徴収税額（平成28年度及び平成29年度分）の変更処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁の審査請求人に対する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の2第1項に基づく平成30年7月13日付け平成30年度市民税・県民税普通徴収税額（平成28年度及び平成29年度分）変更処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、住宅借入金等特別控除を適用し、当初賦課額との差額を還付する裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 法附則第5条の4の2第2項第1号の「やむを得ない理由」の適用について
本件処分は、住宅借入金等特別控除が0円とされているが、提出期限についての周知が不十分であり、法附則第5条の4の2第2項第1号のやむを得ない理由があるものに該当するものであるため、住宅借入金等特別控除を適用すべきである。
- (2) 住宅借入金等特別控除適用のための申告書の提出期限の周知について
道府県民税の住宅借入金等特別控除の適用に対し、確定申告の提出期限が、法附則第5条の4の2第2項第1号において「道府県民税の納税通知書が送達されるまで」と規定されていることについて、平成28年3月時点では、以下のとおり周知が不十分である。
 - ア 確定申告について本来の期限に間に合わないことを西尾税務署に相談した際に、還付申告であり問題ないとの返答を得た。
 - イ 総務省ホームページ上の案内においても、提出期限後に確定申告を行った場合に、道府県民税への住宅借入金等特別控除が原則適用されないことについて記載がない。
 - ウ ウェブ検索にて「確定申告 遅れ 住宅ローン減税」といったキーワード検索を行っても、道府県民税への住宅借入金等特別控除が適用されないという内容を示すものは上位に入らず、世間一般にも認知されていなかった。

エ 税務署で配布している手引きに道府県民税の申告期限の記載はあるが、これは、あくまでも一般的な住民税申告としての期限を述べているに過ぎない。期限後の住民税申告の所得等の修正とは異なり、住宅借入金等特別控除は不適用となることを読み取ることは困難である。

第3 処分庁の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

2 弁明の理由

- (1) 法附則第5条の4の2第2項第1号の「やむを得ない理由」の適用について
法附則第5条の4の2第2項第1号に規定されたやむを得ない理由とは、このような義務の履行を課することが不当または過酷と考えられるような特段の事情があると認められる場合、例えば風水害の災害、交通・通信の途絶等、納税義務者の責めに帰せられない外的事情により申告書等を提出できなかった場合をいうものであり、審査請求人の主張する法令の不知に基づく場合についてはこれに該当しない。

- (2) 住宅借入金等特別控除適用のための申告書の提出期限の周知について

税務署で配布している「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」（平成27年度分）（以下「手引き」という。）には個人住民税の住宅借入金等特別控除についての記載があり、当該部分には「年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として平成28年3月15日（火）までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要があります」と明記されており、審査請求人は容易にその情報を入手することができたのであるから、周知は不十分ではない。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 意見書の理由

- (1) 法附則第5条の4の2第2項第1号の「やむを得ない理由」の適用について
やむを得ない理由とは、処分庁が主張する「義務の履行を課することが不当または過酷と考えられるような特段の事情があると認められる場合、例えば風水害の災害、交通・通信の途絶等、納税義務者の責めに帰せられない外的事情により申告書等を提出できなかった場合」のほか、納税義務者が海外に長期滞在するなどの理由があげられる。本件審査請求で、審査請求人は、申告期限まで

に申告書が提出できなかった理由について特に触れておらず、審査請求人の主張をもって「やむを得ない理由があるもの」に該当すると断定することはできない。

(2) 住宅借入金等特別控除適用のための申告書の提出期限の周知について

処分庁の主張するように、税務署発行の手引きには、この制度の適用を受けるための申告期限が明記されている。これをもって周知が万全であるとは言えないが、周知が十分ではなかったとまでは言えない。また、国税不服審判所裁決事例により、税法の不知、誤解等については正当な理由として認められないとの判断が示されていることから、周知が不十分なことを理由に申告書の提出が遅れたという主張には理由がない。

第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年5月30日 諮問書の受理

令和元年6月26日 第1回調査審議

令和元年8月28日 第2回調査審議

第7 審査会の判断

1 判断の理由

- (1) 法附則第5条の4の2第2項第1号の「やむを得ない理由」の適用について
処分庁の弁明及び審理員意見のとおり、やむを得ない理由として認めることができるのは、風水害の災害、交通・通信の途絶等、納税義務者の責めに帰することができない外的事情により申告書等を提出できなかった場合をいうものと解される。

一方で、審査請求人の主張は、法令の不知を理由とするものであり、これは、納税義務者の責めに帰すべきものであるため、やむを得ない理由にはあたらない。

(2) 住宅借入金等特別控除適用のための申告書の提出期限の周知について

第2の2の(2)のアにおける審査請求人の主張が事実であったとすれば、大いに同情すべき事情ではあると思われるものの、審査請求人による税務署に対する責任追及の可否は別論として、その事実をもって直ちに周知が不十分であるという結論には結び付かないものと言わざるを得ない。

第2の2の(2)のイ及びウにおける審査請求人の主張については、いずれも事

実であると思われるが、その事実をもってしても周知が不十分であるとはいえない。

第2の2の(2)のエにおける審査請求人の主張については、処分庁の弁明のとおり、税務署で配布している手引きに個人住民税の住宅借入金等特別控除についての記載があり、当該部分には「年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として平成28年3月15日（火）までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要があります」と明記されているため、周知が不十分であるとはいえない。

2 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 伊 澤 光 二

委 員 坂 田 吉 郎